

介護保険制度
介 護 福 祉 施 設

サービス利用契約書

法人名 社会福祉法人 陽光
事業所名 特別養護老人ホームみかんの丘

熊本市指定事業所番号
第 4 3 7 0 1 0 4 6 2 4 号

特別養護老人ホーム みかんの丘 サービス利用契約書

_____（以下「代理人」という。）と社会福祉法人陽光（以下「事業者」という。）は、
_____（以下「利用者」という。）が、当法人の運営する特別養護老人ホームみかんの丘
（以下「施設」という。）において、居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービスを受け、代理人がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（目的）

- 第 1 条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護老人福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が、利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容は、ケアプランに基づき、重要事項説明書において同意を得たサービスを提供します。
- 3 利用者は、第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができる支援の提供を目的として、重要事項説明書において同意を得たサービスを提供します。

（契約期間）

- 第 2 条 本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に入所者が要介護区分の更新認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了期間をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了の14日前までに、利用者及び代理人（以下「利用者等」という。）から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

第二章 施設サービスについて

（施設サービス計画の作成・変更）

- 第 3 条 施設は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、代理人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、利用者等がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、調査後施設サービス計画の変更の必要がある場合には、代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（施設サービスの内容及びその提供）

- 第 4 条 事業者は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。
- 2 事業者は代理人との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 食事の提供 (2) 居住の提供 (3) 特別な食事の提供
- (4) 利用者に対する理美容サービス。 (5) 第10条に定める貴重品の管理。
- (6) 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事。
- (7) 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
- 3 前項の他、事業者は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 4 前3項のサービスについて、その利用料金は代理人が負担するものとします。
- 5 第1項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りです
- 6 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。
- 7 事業者は、利用者に対し、前条により利用者のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。

(運営規程の概要・遵守)

- 第5条 事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。事業者は、運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うよう努めるものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者等ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者等に対して事前に説明することとします。
 - 3 利用者等は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(医療体制)

- 第6条 事業者は、配置の医師及び看護職員に常に利用者の健康状態に注意させ、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるよう誠意を持って指導します。
- 2 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(入院期間中の取扱い)

- 第7条 事業者は、利用者が医療施設へ入院する必要が生じ、入院後1カ月以内に退院することが見込まれる場合や、第17条による事業者からの契約の解除があった場合は、利用者が退院後に本施設に円滑に再入所、及び、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。
- 2 前項の場合において、利用者の入院中の本施設の費用については、別紙重要事項説明書に記載した額とし、代理人は、その費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を事業者に支払います。
 - 3 利用者が入院している間、利用者が本施設で使用しているベッドを、事業者が他の利用者のため短期入所生活介護に活用することに、利用者が文書にて同意する場合は、代理人は前項の利用者負担金を支払う必要はありません。

(一時外泊)

- 第8条 利用者は、事業者の同意を得た上で、概ね1週間以内の期間で、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、代理人は宿泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、代理人は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

(預り金の管理)

- 第9条 利用者等は事業者に対し、事業者が別に定める預り金規程に従い、日常的な生活費用に関する金銭出納管理を委託することができます。

- 2 利用者等が前項の委託を行う場合には、事業者は利用者等に対して、預り金規程の内容及び手続き等について説明いたします。

(利用料及びその変更)

- 第10条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者等は、事業者が提供する施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書の別紙「特別養護老人ホームみかんの丘料金表」の記載の額をもとに、月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。
 - 3 施設は、提供するサービスのうち、前項の他、介護保険の適用を受けないものがある場合には、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。特にそのサービス内容及び利用料を説明し、代理人の同意を得ます。
 - 4 事業者は、介護給付費体系の変更があった場合、当該サービスの利用料金を変更することができます。変更する場合は、利用者等に対し文書により通知し、変更の申し出を行い、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。
 - 5 第2項及び第3項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、代理人に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 6 利用者等は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従業者の義務)

- 第11条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
 - 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
 - 6 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、代理人に報告するとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護度に変更された場合には、速やかに代理人に通知することとします。
 - 7 事業者は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、代理人もしくは利用者の請求に応じて、これを閲覧出来ることとします。

(守秘義務)

- 第12条 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又は代理人等に関する事項を第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、その従業者が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
 - 3 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 4 利用者は、居宅介護支援事業所やサービス担当者会議等必要な機関に対し、事業者が必要と認めた情報提供については、本契約締結時に同意したものとします。また、第20条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を用いることについても同意するものとします。

第四章 代理人及び利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第13条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上が必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 代理人は、利用者が施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、代理人と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

第14条 利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙。
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第15条 事業者は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した時は、速やかに適切な対応を行うとともに、代理人に連絡を行い、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。

- 3 前項の場合において、利用者等に落ち度が認められる場合や利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 4 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 入所者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 入所者等が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) 入所者が、施設及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第16条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は、代理人に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

第17条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が、医療施設へ入院した場合で、明らかに入院後3カ月以内に退院できる見込みがないとき、又は入院後3カ月を経過しても退院できないことが明らかとなるとき。

- 二 利用者が、要介護認定において非該当又は要支援となったとき。
- 三 第18条に基づき、利用者が契約を解除したとき。
- 四 第19条に基づき、事業者が契約を解除したとき。
- 五 利用者が、死亡したとき。

(利用者等の解除権)

第18条 利用者等は施設に対して、契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知することにより、この契約を解除することができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、利用者等は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 施設が、正当な理由なくサービスを提供しないとき。

(2) 施設が、入所者等に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

- 3 代理人が第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は代理人の解約の意思を確認するものとします。

- 4 前項において、代理人が解約の意思を表明した場合、その意志を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

(事業者の解除権)

第19条 事業者は、次の各号に該当した場合、30日以上予告期間をもち、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。なお、解約に至った場合でも契約期間中の既に提供したサービスの料金等の支払いを利用者等に求めます。

- 一 利用者が要介護認定において、自立若しくは要支援1又は要支援2と認定された場合、もしくは、入所者が要介護認定において、要介護1又は要介護2と認定され、かつ特例入所の要件に該当しない場合
- 二 サービス利用料金の支払いが正当な理由なく3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、当該サービスの利用料金が満額支払われない場合。
- 三 利用者等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 四 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 五 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。
- 六 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに1か月以内に退院できる見込みがない場合、及び事業者が提供できない医療行為を必要とし離脱の見込みがない場合。

(契約終了後の退所と清算)

第20条 利用者は、この契約終了後、ただちに本施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について事業者がすでに受領している利用料があるときは、事業者は利用者等に対し相当額を返還します。

- 3 この契約の終了により利用者が本施設を退所することになったときは、事業者はあらかじめ利用者の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

(残置物の引取等)

第21条 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、代理人にその旨連絡するものとします。

- 2 代理人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、代理人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者へその旨連絡するものとします。

- 3 事業者は、前項但書の場合を除いて、代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を代理人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は代理人の負担とします。

(連帯保証人)

第22条 代理人は、利用者の本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。

- 2 代理人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 3 前項の代理人の負担は、極度額 100 万円を限度とします。
- 4 代理人が負担する債務の元本は、利用者又は代理人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 代理人の請求があったときは、事業者は、代理人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

第七章 その他

(苦情対応)

第23条 事業者は、利用者等からの提供した施設サービスについて相談、苦情等に関する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 事業者は、利用者等が苦情申し立て等を行ったことを理由として利用者に対し不利益な取扱いをいたしません。
- 3 利用者等は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

(身元引受人)

第29条 契約者及び代理人は、身元引受人を選任することができる。その場合、身元引受人は次の責任を負います。

- (1) 利用者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- (2) 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(協議事項)

第24条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者、事業者の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者、事業者各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

住所 〒

氏名 _____

☐ 代理人代筆

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

代理人（家族等）

住所 〒

氏名 _____

印

身元引受人
（選任した場合）

住所 〒

氏名 _____

印

事業者

住 所 〒861-5348

熊本県熊本市西区河内町白浜字堀切 1440 番地 2

事業者名 社会福祉法人 陽光

代表者名 理事長 上野 歩

⑩

施設名 特別養護老人ホーム みかんの丘

事業所番号 熊本市 第 4370104624 号

管理者名 施設長 池尻 久美子

介護保険制度
介 護 福 祉 施 設

重要事項説明書

個人情報利用に関する同意書

法人名 社会福祉法人 陽光
事業所名 特別養護老人ホーム
 みかんの丘

熊 本 市 指 定 事 業 所 番 号
第4370104624号

特別養護老人ホーム みかんの丘 重要事項説明書

＜令和 8 年 4 月 1 日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人 陽光
代 表 者 名	理事長 上野 歩
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 〒861-5348 熊本県熊本市西区河内町白浜字堀切1440番地2 (電 話) 096-278-4055 (FAX) 096-278-4056

2 事業所（ご利用施設）

施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム みかんの丘
所在地・連絡先	(住所) 〒861-5348 熊本県熊本市西区河内町白浜字堀切1440番地2 (電話) 096-278-4055 (FAX) 096-278-4056
事業所番号	熊本市 第 4370104624 号
施設長の氏名	施設長 池尻 久美子

3 施設の目的及び運営方針

(1)施設の目的

社会福祉法人陽光が設置する特別養護老人ホーム みかんの丘（以下「施設」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定める事により、施設の円滑な運営を図ると共に、社会福祉事業の適正な運営及び利用者に対する適切な事業の提供を確保することを目的とします。

(2)運営方針

- ① 施設は、老人福祉法に基づき、身体上または精神上著しい障害がある為に、日常的な介護を要する者(いわゆる寝たきり老人等)が在宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者の入居に対し、日常生活上必要なサービスを提供すると共に、個別処遇の向上、生活の質の向上を目指し、自立して日常生活を営むことができるように努力します。
- ② 施設は、入居者の意思、人格を尊重しながらも、離床を心掛け、地域との交流、家族との絆を通じ、自立への支援を目指します。
- ③ 施設は、生活の場としての「環境づくり」に努力すると共に、感謝・献身・創造・親切・笑顔の心で、常にサービスを受ける側の立場に立ってこれを提供するように努力します。

(3) その他

事 項	内 容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年数回、従業員の研修を行っています。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		5, 511 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 3階建1棟
	述 べ 床 面 積	3715, 95 m ²
	利 用 定 員	特養 50名 短期入所 6名

(2) 居室

居室の種類	室 数	面 積	備 考
一 人 部 屋	50	13 m ²	ブザー、トイレ、洗面台を設置

(3) 主な設備

設 備	室 数	面 積	備 考
食 堂	6	62.765 m ²	各ユニット
機能訓練室	1	40.234 m ²	2階
浴 室	6	6.825 m ²	各ユニット
医 務 室	1	9.240 m ²	2階
特 浴 室	1	17.380 m ²	2階

5 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常 勤 換 算 後 の 人 数 (人)	職 務 の 内 容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
施 設 長	1	1				1	施設の運営管理を統括する。
生活相談員	1	1				1	入居者の生活相談、指導に関すること。
介 護 職 員	24	24				24	入居者の日常生活の介護に関すること。
看 護 職 員	4	2	1	1		4	医師の指示のもと入居者の看護、保健衛生に関すること。
医 師	1			1			入居者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。
管理栄養士	1	1				1	献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。
機能訓練指導員	1	1				1	入居者の機能訓練指導に関すること。
介護支援専門員	1	1				1	入居者の施設サービス計画の作成に関すること。

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制		
施設長	常勤で勤務（シフト制）		
生活相談員	常勤で勤務（シフト制）		
看・介護職員	A①（7:15～18:15） A②（7:15～16:15） A③（7:00～17:00） A④（7:30～15:30） B（8:00～17:00） D（10:15～21:15） 夜①（20:15～8:15） 夜②（21:15～9:15） A半①（7:15～12:15） A半②（8:00～13:00） 半⑤（12:30～17:30） 早半（8:00～17:00） 遅半（16:15～21:15） 日半（9:15～15:30）		
医師	週に1回 2時間程度勤務		
管理栄養士	常勤で勤務（シフト制）		
機能訓練指導員	常勤で勤務（シフト制）		
介護支援専門員	常勤で勤務（シフト制）		
宿直	17:30～8:30		

7 施設サービスの内容と費用

（1）介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内 容
食 事	（食事時間）朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 （食事場所）各ユニット食堂 栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮した食事を提供します。 利用者の状況や希望に応じて時間と場所を選択することが出来ます。
入 浴	ケアプランに応じて入浴方法（個浴・特殊浴等）・入浴回数・入浴日を決めさせていただきます。
排 泄	適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え 整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員により個人の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	嘱託医師による週1回の診察日を設けます。また協力医療機関との連携により、入所者の健康管理に努めます。外部の医療機関に通院する場合は、その付き添いについて出来る限り配慮します。
レクリ エーション等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 地域交流センターでのカラオケなど
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。
洗濯	施設で洗濯を無料で行います。

イ 費用

別紙1「特別養護老人ホームみかんの丘 利用料金表」参照

原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

種 類	内 容	利 用 料
理髪・美容	理美容店の出張による理髪サービスを利用いただけます。	実費
健康管理費	インフルエンザ予防接種代等	公費負担を除く実費
レクリエーション行事	食レク、生け花などの様々なレクリエーションにご参加いただけます。	実費
日用品代	本人が希望される日用品の費用です。	実費
生活必要物品 管理購入	実費で購入する嗜好品等の日用品の管理及び購入代行を行います。	100 円／月
電気使用料	テレビ等の電気製品を持ち込み使用する事ができます。	1 品 50 円／日
行事食費用	毎月の行事食や食レク、特別食（おせち等）の費用です。	500 円／月
外出時送迎費用	ご家族希望での、外出時の送迎費用です。	片道 2,000 円
病院送迎時付添費用	協力病院以外への、病院受診時の付添費用です。	2,000 円／回
エンゼルケア (死亡時処置費用)	施設での死亡確認後、清拭、衛生処置、着替え、化粧等	10,000 円
診断書・証明書等	主治医が作成する診断書・証明書等の作成依頼ができます。	4,000 円

8 利用料等のお支払方法

毎月 20 日までに、別紙①に記載の利用料金の金額を基に算定した前月分の利用料等を、利用料明細書により請求いたしますので、施設窓口か、振り込み、引き落としのいずれかの方法でお支払いください。入金確認後、領収証を発行します。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当 施 設 苦 情 相 談 窓 口	苦情解決窓口担当者 生活相談員 苦情解決責任者 施設長 池尻久美子 ご利用時間 平日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 ご利用方法 電話 (096-278-4055) 面接 (当施設 1 階相談室) 苦情箱 (エレベーター横、夢見館入口に設置) 第三者委員 大石 勝久 (0968-66-8870) 東山 清美 (090-4355-1299) 林田 美奈子 (070-5498-8591) ※上記時間帯、利用日以外でも必要に応じて対応させていただきます。
熊本市役所 介護事業指導課	住 所 〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 T E L 096-328-2347
熊本県国民健康保険団体連 合会 介護保険対策室 苦情処理 (相談) 窓口	住 所 〒862-0911 熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号 熊本県自治会館 3 階 業務時間 8:00～17:00 ※土・日・祝祭日を除く T E L 096-214-1101 F A X 096-214-1105

10 非常災害時の対策

非常時の対応	「特別養護老人ホームみかんの丘 消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	「特別養護老人ホームみかんの丘 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	3箇所
	避難階段	2箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	15箇所		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	熊本西消防署への届出日：令和7年6月13日 防火管理者：高本 佑一			

11 協力医療機関等

医療機関	病院名 及び所在地	医療法人 奎星会 蓮台寺クリニック 熊本県熊本市西区3丁目4番3号
	電話番号	096-355-2810
	診療科	内科、泌尿器科、放射線科
	入院設備	なし（※必要時は連携する医療機関へ入院調整されます）
歯科	病院名 及び所在地	医療法人社団友志会 翼ハロー歯科診療所 熊本県熊本市東区画図町重富 529-1
	電話番号	096-243-0182
	入院設備	なし
歯科	病院名 及び所在地	臣歯科診療所 熊本県熊本市中央区大江4丁目19-20
	電話番号	096-223-5001
	入院設備	なし
歯科	病院名 及び所在地	医療法人大樹会 えず歯科医院 熊本県熊本市東区画図重富 510 番 1 号
	電話番号	096-214-8787
	入院設備	なし

12 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9:00～19:00（看取り期 除く） 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。食べ物の持込に関しては、担当の職員に申し出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設の重要事項の説明をいたしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 熊本県熊本市西区河内町白浜字堀切1440番地2
事業者（法人）名 社会福祉法人 陽光
代表者名 理事長 上 野 歩
施設名 特別養護老人ホーム みかんの丘
(事業所番号) 熊本市 第4370104624号
管理者名 施設長 池尻 久美子 ⑩

説明者 職 名 生活相談員

氏 名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

契約者（利用者） 住所 〒
氏名 _____ ☐ 代理人代筆

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

代理人（家族等） 住所 〒
氏名 _____ 印

身元引受人
(選任した場合) 住所 〒
氏名 _____ 印

個人情報利用に関する同意書

私（利用者・利用者代理人・ご家族）の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- ① 居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の関係者がサービス担当者会議等サービス提供上情報を用いる必要がある場合。
- ② 主治医等が施設サービス計画等の内容について情報提供を求めた場合。
- ③ 利用者の希望により介護保険施設への入所及び入院を紹介する場合。
- ④ 施設サービス計画等の内容について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
- ⑤ 利用者への適切な介護サービス提供のために、ご家族の連絡先・支援意向・関係性など、必要な範囲でご家族に関する個人情報を取得・利用する場合。

2 使用する事業者の範囲

利用者が使用するサービス事業者の全て及び医療機関・行政機関

3 使用期間

契約書の定める期間

4 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用する場合、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- ③ 利用者本人の支援に必要な場合、ご家族に関する情報も、同様に必要最小限の範囲で適切に取り扱うこと。

令和 年 月 日

社会福祉法人 陽光

特別養護老人ホーム みかんの丘 殿

利用者名

住 所 （重要事項説明書に同じ）

氏 名 _____ 印

【任意代理について】

利用者が自らの意思を表明することが困難な状況である為に、私が利用者に代わり判断を行います。

利用者代理人

住 所 （重要事項説明書に同じ）

氏 名 _____ 印

写真利用に関する同意書

当法人では、利用者様の個人情報の管理やプライバシーの保護に留意し、慎重に取扱っております。以下の説明をお読みいただき、利用目的をご理解いただいた上で同意をお願い致しております。

記

社会福祉法人 陽光（以下陽光と略す）における催し物等での写真撮影で、利用者様が写っている画像（動画も含む）を利用させていただきたく、ご説明申し上げます。

1. 事例検討会での利用

陽光ではサービス向上の為、事例検討会を開催しております。日常の生活風景など写真撮影し、陽光および陽光が属する青洲会グループ内で画像を事例検討会に利用させていただきます。その場合はお顔やお名前は伏せて利用させていただきます。

2. 広報誌・ホームページ・施設内掲示板での利用

陽光が発行する広報誌や施設紹介等のパンフレット、並びに陽光のホームページ、施設内掲示板に、利用者様の画像や作品を利用させていただきます。

※ 上記項目についてのみ、個人情報保護法に基づいて使用させていただきます。

令和 年 月 日

同意する ・ 同意しない （いずれかに○）

「同意しない」に○をされた場合、下記の記入は不要です。

社会福祉法人 陽光
特別養護老人ホーム みかんの丘 殿

利用者名

住 所 （重要事項説明書に同じ）

氏 名 _____ 印

【任意代理について】

利用者が自らの意思を表明することが困難な状況である為に、私が利用者に代わり判断を行います。

代理人

住 所 （重要事項説明書に同じ）

氏 名 _____ 印